

民事訴訟記録の編成について

平成9年7月16日総三第77号高等裁判所長官、地方、
家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成12年 3月17日総三第35号
平成16年 3月29日総三第67号
平成17年 2月24日総三第000019号
平成17年11月29日総三第000724号
平成20年10月22日総三第000999号
平成25年11月20日総三第215号
平成28年 7月29日総三第147号
令和 2年 9月 2日総三第129号
令和 5年 1月18日総三第327号

民事事件（行政事件を含む。）における、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の第一審訴訟事件及び再審事件並びに控訴事件及び上告事件の各記録の編成について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 編成方式

訴訟に関する書類は、次のとおり第1分類から第3分類までに分けて編成する。

(1) 第1分類（弁論関係書類）

第1分類については、調書群、判決書群及び訴状群の3群に分け、その順につづる。

ア 調書群

争点の整理、訴訟の経過及び期日の連続を明らかにする次のような書類を編年体によりつづり込む。ただし、釈明処分による鑑定書は、その釈明処分調書の直後につづり込み、和解条項案の諾否に関する書類は、その案に関するものを当該案の直後に一括してつづり込む。

口頭弁論調書（判決言渡し調書を含み、イにつづるものを除く。） 準備的口頭弁論調書
弁論準備手続調書 書面による準備手続調書 進行協議期日調書 専門委員の説明書 争点及び証拠の整理の結果を要約した書面 和解期日調書 釈明処分調書及び釈明処分による鑑定書等 通訳人調書 期日指定書 期日変更決定書 合議体で審理及び裁判をする旨

の決定書 準備的口頭弁論手続、弁論準備手続、書面による準備手続又は進行協議期日における手続に付する旨の決定書 専門委員を手続に関与させる旨の決定書及び同決定の取消し決定書 審理の計画書 弁論の分離又は併合の決定書 同時審判の申出書 訴訟手続の中止及び同中止の取消し決定書 弁論再開決定書 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第264条の和解条項案及びその諾否に関する書類 和解条項の裁定を求める旨の申立書

イ 判決書群

訴訟の終了を明らかにし、又はこれに付随する次のような書類を編年体によりつづり込む。ただし、関連する書類は一括してつづり込む。

判決書（民訴法第254条第2項の調書を含む。） 和解、放棄又は認諾の調書 和解に代わる決定書 判決（民訴法第254条第2項の調書を含む。）又は和解、放棄若しくは認諾の調書等の更正決定書 訴え取下書 同取下げに対する同意書 仮執行宣言補充決定書 訴状却下命令書 訴え却下決定書 控訴却下決定書 上訴権放棄書 手形判決、小切手判決又は少額訴訟判決に対する異議取下書 同取下げに対する同意書 督促異議取下書 自庁調停成立調書 調停成立通知書 この群につづる裁判書等の正本の送達報告書及び取下書副本送達報告書

ウ 訴状群

当事者及びその主張を明らかにする次のような書類を編年体によりつづり込む。ただし、関連する書類は一括してつづり込む。

訴状 控訴状 上告状 上告理由書 答弁書 準備書面 和解等の無効を理由とする期日指定申立書 参加の申出書 選定者に係る請求の追加書 補助参加申出に対する異議申立書 訴訟脱退届 同脱退に対する同意書 訴訟引受けの申立書 同引受け申立てによる審尋調書又は陳述書 訴訟告知書 仮執行宣言又は同宣言免脱宣言申立書 仮執行宣言補充決定申立書 仮執行原状回復等の申立書 受継申立書 訴訟手続続行命令書 訴え変更の申立書 訴え変更不許の申立書 和解に代わる決定に対する異議申立書 通常手続移行申述書 手形判決、小切手判決又は少額訴訟判決に対する異議申立書 被告変更申立書（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第15条） この群につづる申立書記載の申立てに対する裁判書（イにつづるものを除く。） 同申立ての取下書及び疎明書類

(2) 第2分類（証拠関係書類）

第2分類については、目録群、証拠説明書群、書証群、証拠調べ調書群、嘱託回答書群及び証拠申出書群の6群に分け、その順につづる。

ア 目録群

書証目録及び証人等目録をその順に、また、これらの目録を更に原告（控訴事件等にあ

っては第一審原告。以下同じ。)申出分、被告(控訴事件等にあつては第一審被告。以下同じ。)申出分、参加人申出分及び職権の順につづり込む。

イ 証拠説明書群

証拠説明書及び証拠に対する意見書を原告、被告及び参加人の順に、一括して、かつ、編年体によりつづり込む。

ウ 書証群

書証の写しは、甲、乙、丙等の各号証の順に、かつ、番号の順につづり込む。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)第36条(同法第38条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書証の申出があつた場合には、刑事損害賠償命令事件記録中の書証とすべきものとして特定された書類の写しを作成して、本群につづり込む。ただし、刑事損害賠償命令事件記録の第2分類の書証群及び証拠調べ調書群につづられているものについて当該申出があつたときは、当該特定された書類を本群につづることも差し支えない。

エ 証拠調べ調書群

証拠調べ調書(証拠調べ期日調書及び証拠調べのみの通訳人調書を含む。)及び民訴法第205条又は第278条の書面は、取り調べた順につづり込む。宣誓書は、当該証拠調べ調書の末尾(速記録のある場合には、人定尋問調書の次)に、当該証拠調べ調書が作成されない場合には目録群の末尾につづり込み、鑑定書は、鑑定結果が陳述されたときに取り調べられたものとしてその順に(当該鑑定事項について鑑定を命じた期日の鑑定人調書が作成された場合にはその直後に)つづり込む。

本案係属前の証拠保全記録又は受託裁判官がした証拠調べに関する事件記録の送付を受けた場合には、証拠調べ調書、宣誓書及び鑑定書を本群につづり込み、その他の書類は、一括して第3分類につづり込む。民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号。以下「民訴規則」という。)第68条第1項の録音テープ等及び民訴規則第69条の録音テープ等はその性状にかんがみ、第3分類末尾、上訴関係書類の直前につづり込むが、記録とは別に保管することも差し支えない。

オ 嘱託回答書群

調査嘱託又は鑑定嘱託の結果を記載した書面及び公文書真否確認の回答書を編年体によりつづり込む。

カ 証拠申出書群

証拠申出書を原告、被告及び参加人の順に一括して編年体によりつづり込み、証拠に関する裁判書を当該申出書の直後(申出書がない場合には編年体による。)につづり込む。

特許法(昭和34年法律第121号)第105条の2の規定による査証の命令の申立て

があった場合には、査証の命令の申立書及び同申立てに対する裁判書を本群につづり込む。

(3) 第3分類（その他の書類）

第1分類及び第2分類につづる書類以外の次のような書類をアからケまでに分け、その順に、かつ、関係する書類ごとに編年体によりつづり込む。ただし、移送決定の確定、上訴の提起、差戻し判決等の確定、督促異議等に伴い送付を受けた記録送付書は本分類の冒頭、上訴関係書類は本分類の末尾とする。

ア 代理及び資格証明関係書類

訴訟代理権又は法定代理権を証する書面及び当事者又は代表者の資格を証する書面並びにこれらの関係書類

イ 秘密記載部分の閲覧等の制限の申立書（民訴法第92条第1項）

ウ 秘匿関係書類

秘匿申立書（民訴法第133条第1項） 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書（民訴法第133条の2第2項） 送達をすべき場所等の調査嘱託の結果を記載した書面等に係る閲覧等制限決定書（民訴法第133条の3）

エ 督促事件記録

オ 労働審判事件記録

カ 刑事損害賠償命令事件記録

キ 簡易確定事件記録

ク 強制執行停止事件記録

ケ その他

訴訟の目的の価額を明らかにする書類（釈明処分による鑑定書を除く。） 管轄合意書 移送の申立書 移送決定正本 訴訟救助関係書類 弁論の併合、分離又は再開の申立書 期日の指定又は変更の申立書 公示送達申立書 送達場所等の届出書 専門委員を手続に関与させる旨の決定の取消し申立書 判決（民訴法第254条第2項の調書を含む。）又は和解調書等の更正決定の申立書 証拠調べ等の嘱託書控え 民訴規則第68条第2項の証人等の陳述を記載した書面 記録送付書 上訴関係書類 自庁調停記録 送達報告書（(1)のイにつづるものを除く。） 訴訟費用関係書類 査証報告書

2 併合事件記録等の取扱い

(1) 併合事件記録の取扱い

併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

(2) 上訴審における原審事件記録の取扱い

原審（第一審を含む。）事件記録は、上訴審事件記録の第1分類の直前に一括してつづり込む。

3 閲覧等の制限の申立て及び秘匿の申立てに係る書類の取扱い

(1) 次の書類については、アとイ及びウとに分けてそれぞれ別冊とし、原則として、1 の定めにかかわらず、関係する書類ごとに編年体によりつづり込む。

ア 民訴法第92条第1項の規定による秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類

イ 秘匿事項届出書面（民訴法第133条第2項）、民訴法第133条の2第2項の規定による秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類並びに民訴法第133条の3の規定による閲覧等制限決定がされた調査嘱託の結果を記載した書面及びこれに基づいてされた送達に関する送達報告書その他これに類する書面

ウ 民訴法第133条の4第2項の許可の裁判の確定に伴い、民訴規則第52条の11第6項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた書類及び民訴規則第52条の13第1項の規定により提出される閲覧等用秘匿事項届出書面

(2) (1)の定めにより別冊とした書類のうち、秘匿の申立て若しくは閲覧等の制限の申立てが取り下げられ、又はこれらの申立ての却下決定若しくは秘匿決定の取消決定若しくは閲覧等制限決定の取消決定が確定して、閲覧等の制限がされる部分がなくなったものは、1 の定めに従ってつづり込む。

(3) 民訴規則第34条第3項本文、第5項本文又は第7項の規定により提出される秘密記載部分を除いた書類、民訴規則第52条の11第3項、第5項本文又は第6項の規定により提出される秘匿事項記載部分を除いた書類（(1)のウに該当するものを除く。）及び民訴規則第52条の13第1項の規定により提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（(1)のウに該当するものを除く。）は、原則として、元の書類の性質に応じて1 の定めに従ってつづり込む。

付 記

1 実施

この通達は、民訴法施行の日から実施する。

2 通達の廃止

昭和50年6月9日付け最高裁総三第38号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」は、民訴法施行の日の前日限り、廃止する。

3 経過措置

民訴法施行の際現に係属している事件の記録の編成は、なお従前の例によることができる。ただし、上訴審に送付する事件記録の目録及び丁数については、記2による。

付 記（平12. 3. 17総三第35号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

右とじで事件記録を編成した場合における目録の様式及び用紙規格並びに丁数を付す位置については、なお従前の例による。

付 記（平 1 6． 3． 2 9 総三第 6 7 号）

この通達は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 1 7． 2． 2 4 総三第 000019 号）

この通達は、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）の施行の日（平成 1 7 年 3 月 7 日）から実施する。

付 記（平 1 7． 1 1． 2 9 総三第 000724 号）

この通達は、労働審判法（平成 1 6 年法律第 4 5 号）の施行の日（平成 1 8 年 4 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 0． 1 0． 2 2 総三第 000999 号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 9 5 号）の施行の日（平成 2 0 年 1 2 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 5． 1 1． 2 0 総三第 2 1 5 号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 3 号）の施行の日（平成 2 5 年 1 2 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 8． 7． 2 9 総三第 1 4 7 号）

この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 2 5 年法律第 9 6 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 0 月 1 日）から実施する。

付 記（令 2． 9． 2 総三第 1 2 9 号）

この通達は、令和 2 年 1 0 月 1 日から実施する。

付 記（令 5． 1． 1 8 総三第 3 2 7 号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 2 月 2 0 日）から実施する。